

令和7年度茨城県外国人材活躍促進事業委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度茨城県外国人材活躍促進事業（以下「本事業」という。）

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 事業の目的

経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化が急速に進む中、県内企業における人手不足の解消及び県内産業を支える優秀な人材の確保に向けた取組が急務となっている。

本事業は、外国人の就労にかかる関係機関との連携体制の構築をはじめ、県内企業に対する外国人材の受入れ体制の整備や採用・定着等に関するノウハウ等の提供、外国人材と県内企業とのマッチング支援等の取組を通じて、継続的かつ安定的に人材を確保し、定着させることで、県内企業の人手不足の解消、及び県内産業を支える優秀な人材の確保に繋げ、県内産業の持続的な発展を目指すことを目的とする。

4 事業の内容等

(1) 茨城県外国人材支援センター（以下「センター」という。）の運営

①実施内容

県内企業からの外国人の採用や定着等に係る相談、公益財団法人茨城県国際交流協会の外国人相談センターとの連携による外国人からの就労等に関する相談への対応を行うとともに、県の指示に従い、海外での活動その他センター運営に必要な業務等を行うこと。また、定期的に行政書士、社会保険労務士等の専門家による無料相談会を開催すること。

②実施要件

ア センターの開設時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始の休日を除く。）の9時から17時までとする。

イ 県と協議のうえ、企業支援を行うアドバイザーをセンター内に7名以上配置すること。アドバイザーは原則常勤とし、県内企業への訪問等による支援が可能な者を配置すること。また、アドバイザーのうち1名を事業運営の責任者として選出すること。

ウ アドバイザーには、以下の者を選定すること。

- a) インドの送出機関等の現地情報やインド人材の受入れ・定着等に知見を有する者
- b) インドネシア、ベトナム、モンゴル等の現地情報や当該国の人材の受入れ・定着等に知見を有する者
- c) 製造業分野における外国人材の受入れ・定着等に知見を有する者
- d) 介護分野における外国人材の受入れ・定着等に知見を有する者
- e) 外国人留学生の就職支援に知見を有する者
- f) 中小企業へのコンサルタント等の経験のある者
- g) 外国人の就労制度全般に知見を有する者

エ アドバイザーは、相談業務のほか、次の業務を実施すること

- a) 外国人の雇用を検討する企業及び県内企業への就職を希望する外国人に対する各種支援
- b) 県内企業の求人開拓及び求人登録
- c) 留学生、技能実習修了者など県内就労希望者の求職者登録
- d) 県内就労希望者と県内企業の就職マッチング支援

- e) 在留資格の切替えに係る支援や定着支援
 - f) 職業紹介事業所として必要な業務全般及び書類の適切な管理
 - g) 教育機関、経済団体、登録支援機関、監理団体との情報交換及び関係構築
 - h) センターの周知広報
 - i) その他事業に必要とすること
- オ アドバイザー以外の者を配置する場合には、県と協議すること。
- カ 県内企業の求人開拓については、産業支援機関やハローワーク等と連携し、効果的に推進すること。
- キ 職業紹介は、センター内の職業相談コーナーにおいて、職業安定法、出入国管理法や相手国の関係法令等を遵守し、県の職業紹介事業許可証のほか、必要に応じ受託業者の職業紹介事業許可証において実施すること。
- ク 紹介を行う県内企業には、報酬額が日本人と同等程度であるなどの一定の基準を設け、基準が守られているかチェックできる体制を設けること。
- ケ マッチング成立に伴う県内企業・外国人求職者への対価は求めないこと。
- コ 行政書士、社会保険労務士等の専門家については、外国人の就労制度全般に知見がある者や対象国の事情に精通している者を配置し、企業のニーズを踏まえ、定期的に県内企業からの相談に対応できる環境を整備すること。なお、相談料については無料とすること。
- サ 支援実施後、支援の効果や満足度について、企業及び外国人にアンケートを実施すること。
- シ 相談内容や支援実績については、一元的に管理し、データベース化すること。

(センターの概要)

名称	茨城県外国人材支援センター
所在地	水戸市千波町後川 745
場所	ザ・ヒロサワ・シティ会館分館 1 階 (別紙「位置図」参照)
施設内容及び面積	事務スペース及び職業相談コーナー等 約 97 m ²

(2) 県内企業における外国人材の受入れに向けた普及啓発、体制整備及び定着支援

①実施内容

- ア 県内企業等を訪問し、外国人材の受入れに関する現状や課題、ニーズ等についてヒアリングを行うとともに、受入れに向けた普及啓発を行うこと。また、企業の状況に応じて、必要な受入れ体制整備及び定着支援を行うこと。
- イ ヒアリングを行った企業のうち、外国人材が比較的長期に当該企業にて就労を継続している事例を分析し、採用や定着に資する取組内容を事例とともにまとめること。
- ウ 県内企業を対象として、就労に係る在留資格の概要、外国人材を受け入れている企業の優良事例紹介、日本人社員向けの異文化理解等、県内企業のニーズを踏まえ、外国人材の活躍促進につながるセミナーを企画し、開催すること。
- エ 県内企業・経済団体等からセミナー・勉強会の講演依頼があった場合には、アドバイザーを派遣し、講演依頼に対応するとともに、県内企業での外国人材の就労の促進及びセンターの支援活動の周知に努めること。

②実施要件

- ア 年間の企業等訪問の目標件数は1, 200件以上とする。
- イ ヒアリング結果については、集計・分析を行うこと。また、外国人材の採用や定着に資する事例を5種類以上まとめ、センターホームページでの公開及び事例集の作成を行うこと。

- ウ セミナー及び講演依頼の受託の目標件数は年20回以上、参加企業数は延べ500社以上を目標とする。
- エ セミナーの実施にあたり、参加企業の募集、受付、会場の手配、設営及び撤収、当日の講師・運営スタッフの手配、広報、機器及び消耗品等の準備等の一切の業務を行うこと。
- オ セミナーの開催要領（実施内容、開催場所、参加企業の募集方法、会場レイアウト等）及びスケジュールについては、県と協議のうえ、作成すること。
- カ セミナーの参加費用は、無料とする。
- キ セミナーの参加企業に対し、当日の内容や外国人材受入れに関する支援の希望の有無等に関するアンケートを実施・集計し、セミナー参加企業へのフォローアップ方針とともに、県に報告すること。

(3) 覚書締結先の海外教育機関等との連携による外国人材の確保・受入・定着支援

①実施内容

- ア 本県が人材の受入れ等に関する協力覚書を締結した海外の教育機関等（インド・アミティ大学、ベトナム・ロンアン省、インドネシア教育大学、新モンゴル学園が運営する大学や高等専門学校）及び、その他本県での就労を希望する人材の確保が見込まれる海外の教育機関等と連携し、現地の人材と県内企業との就職マッチングに向け、採用を希望する県内企業を開拓するとともに、県内企業による現地視察、企業説明会、インターンシップ、面接会等を実施すること。
- イ インド人材の受入れ促進のため、現地の送出機関等の調査を行うとともに、受入れを希望する県内企業や監理団体を開拓し、県内企業による現地視察、企業説明会、面接会等を実施すること。
- ウ 本県が人材の受入れ等に関する協力覚書を締結したベトナム・ロンアン省との間で実施する介護人材の育成・送出・受入プログラム「茨城県コース」を運営するとともに、同コースに参加する介護施設における受入体制の整備の支援、及び同コースに参加する技能実習生に対する介護福祉士の試験対策を実施すること。
- エ 本県がベトナム・ロンアン省と発出した相互協力に関する共同声明に基づき、特定産業分野製造業の人材の育成・送出・受入プログラム「茨城県コース」を運営するとともに、同コースに参加する企業における受入体制の整備の支援、同コースに参加する技能実習生に対する技能検定対策を実施すること。
- オ (1) ②ウに掲げる配置すべきアドバイザーのうち、「c) 製造業分野における外国人材の受入れ・定着等に知見を有する者」及び「d) 介護分野における外国人材の受入れ・定着等に知見を有する者」については、特に以下の事項を重点的に実施すること。
 - a) 製造業分野
特定技能外国人の確保・受入・定着支援（特定技能の受入れ拡大のための調査・分析、海外試験を経た受入れルート開拓、技能実習からの切替え支援、モデルケースとなる受入事例の普及啓発、特定技能2号への移行支援等）
 - b) 介護分野
県内介護施設等の情報収集、施設等の巡回や相談会の実施（外国人材を受け入れていない施設への啓発、外国人材定着に向けての相談支援）、茨城県老人福祉施設協議会との連携、技能実習からの切替え支援、モデルケースとなる受入事例の普及啓発、介護福祉士試験対策支援

②実施要件

- ア (3) ①アの各覚書締結先において年1回以上、現地で面接会を開催し、又は県内企業による現地視察及び企業説明会を開催すること。また、参加する県内企業に対し、通訳やアテンド等のサポートを行うこと。

なお、インド・アミティ大学との連携にあたっては、同大学における日本語講座運営業務の受託者と連携すること。

イ アに係るもののほか、インド人材の受入れ促進のために実施する県内企業による現地視察、企業説明会及び面接会については、いずれかを年1回以上実施すること。

ウ (3) ①アからオの実施による外国人材と県内企業の就職マッチング成立の目標件数は30件以上とする。また、技能実習からの切替え等の受入・定着支援の目標件数は20件以上とする。

エ マッチングの前後において、外国人材に対する日本語やビジネスマナー習得に係る支援、企業に対する受入れ体制整備や定着支援を実施し、外国人材の受入・定着のモデル事例となるよう努めること。

オ 県と協議のうえ、就職マッチングに向けた実施要領（実施内容、参加企業の基準・募集方法、海外での活動方針等）及びスケジュールを作成し、事前に県に提出すること。

(4) 「茨城県留学生就職促進コンソーシアム」による外国人留学生の就職促進

①実施内容

ア 県や県内大学、経済団体等で構成する「茨城県留学生就職促進コンソーシアム」の活動として、関係機関と連携し、外国人留学生を対象とした就職関連イベント（オリエンテーション、インターンシップ、就職ガイダンス、マッチングフェア等）をパッケージ化して開催すること。

イ 外国人留学生の県内企業への就職及び定着の促進に資する取組（関係機関の連携体制の強化、イベントやプロジェクトの実施等）を企画し、運営すること。

ウ 県内企業の外国人留学生採用に関する知識や意識の向上のため、受入れ企業の事例紹介や効果的な採用方法等に関するセミナーを開催すること。

エ 県内企業のニーズに応じ、県外大学や日本語学校等においても、連携関係の構築や就職関連イベントの開催を行い、外国人留学生の県内就職を促進すること。

②実施要件

ア パッケージ化して開催する就職関連イベントは、就職活動のスケジュールに応じて、各イベントを年1回以上開催すること。

イ インターンシップを受け入れる企業を30社以上確保し、延べ50人以上のインターンシップ実施を目標とする。

ウ セミナーの開催回数は年1回以上とする。なお、当該開催回数は(2)②ウに定めるセミナーの目標開催回数に含めてよい。

エ (4) ①アからエの実施による県内企業と外国人留学生の就職マッチング成立の目標件数は20件以上とする。

オ イベントの実施にあたっては、参加企業・外国人留学生のとりまとめ、企業と大学・外国人留学生間等の調整、参加企業・外国人留学生へのアンケート実施及び集計等を行うこと。

(5) 県内視察ツアー開催

①実施内容

ア 国内外の大学、短大、専門学校、日本語学校の外国人学生等向けに、県内視察ツアーを企画し、実施すること。

イ 視察ツアーの実施にあたり、参加者の募集、受付、交通手段、当日の運営スタッフの手配、広報、視察先との調整等の一切の業務を行うこと。

ウ 視察ツアーの開催要領（実施内容、参加者の募集方法等）及びスケジュールについては、県と協議のうえ、作成すること。

②実施要件

- ア 視察ツアーの開催回数は、年6回以上を目標とし、1回あたりの参加者の目標数は、10人以上とする。
- イ 視察ツアーの1回あたりの日程は、2泊3日以内を原則とする。
- ウ 視察先は、職場環境や生活環境等を視察できる施設及び県の魅力をPRできる施設等を選定すること。
- エ 視察ツアーの実施費用のうち、旅費、宿泊費、飲食費等それに類するものについては、参加者の自己負担とすること。
- オ 参加者に対し、当日の内容や就職支援の希望の有無等に関するアンケートを実施・集計し、視察ツアー参加者へのフォローアップ方針とともに、県に報告すること。

(6) 県立高等学校の外国籍生徒に対する県内企業への就職支援

①実施内容

- ア 高等学校担当者や関係機関（市町村、ハローワーク等）と連携し、外国籍生徒の県内企業への就職を支援すること。
- イ 県内企業や経済団体に、高等学校の外国籍生徒のインターンシップ受入れ等就職関連イベントへの参加を働きかけ、連携関係の構築を図ること。

②実施要件

- ア 支援内容については、高等学校担当者、関係機関及び県と協議のうえ策定し、各地域において活用可能な外国籍生徒の就労支援モデルを構築すること。

(7) ホームページ及びSNS運営、情報発信

①実施内容

- センターのホームページやメールマガジン等を整備し、県内企業が必要とする外国人雇用に関する各種情報を定期的に発信すること。

②実施要件

- ア ホームページにはセミナーの開催や専門家の無料相談会の日程、アドバイザーの情報等を掲載し、随時更新を行うこと。
- イ 問い合わせフォームを設置し、県内企業や外国人からの相談への対応を行うこと。
- ウ 外国人雇用に関連する機関や支援施策、外国人が県内で生活する為に役立つ情報が記載されたページと相互リンクの設定を図ること。
- エ 毎月のアクセス数について県に報告を行うこと。
- オ センター登録企業のうち、eメール等による情報発信を希望する企業をとりまとめ、最低月1回、外国人雇用に関する各種情報をメールマガジン等で発信すること。
- カ SNSを活用し、海外を含む県内外の外国人に対して、県内の就労環境、イベント情報及びセンターの情報を発信すること。

5 秘密の保持及び個人情報の保護

(1) 秘密の保持

- 受託者及び再委託先は、本事業に関し受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。また、受託者及び再委託先は、本事業で知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

- 受託者及び再委託先は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。また、本事業を実施する上で取り扱う個人情報については、漏洩、滅失又は毀損防止、

その他の個人情報管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

6 実施体制等

受託者は、本事業を統括し、県との窓口となる責任者を設置すること。また、受託者は、アドバイザー及び責任者の選任にあたっては、県と協議するとともに、設置した人員の氏名及び経歴等を明らかにした書面を県に提出すること。

7 業務実施上の留意事項

- (1) 外国人を対象とする事業の実施、広報等を行う場合には、現地語のほか、簡単で外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」を用いるなどの対応をとること。
- (2) 本事業により提供するサービスについては、原則として、利用者に金銭負担を生じさせないものとする。
- (3) 事業実施月の翌月 5 日までに、相談件数や活動状況等、県が報告を求める事項について、実施状況報告を行うこと。また、県が必要とした場合には、随時、実施状況や課題、今後の方針等について責任者が説明を行うこと。
- (4) その他、本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること。

8 経費等

本事業に係る経費は、証拠書類に基づき清算する。なお、センターの運営全般に必要な経費及び備品類の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 委託費に含まれる経費

対象経費	対象外経費
<ul style="list-style-type: none">・ 人件費・ 旅費・ 印刷製本費・ 通信運搬費（インターネット回線費を含む）・ 消耗品費・ 講師謝金・ 会場・バス借上料・ 車両リース料・ 文書翻訳費・ 保険料・ その他知事が必要と認める経費	<ul style="list-style-type: none">・ 光熱水費・ 県がセンター内に配備する機器のリース料（（2）に掲げる備品類は県が調達）

(2) 備品類の提供

本事業の実施に必要な次の備品類については、別途県がセンター内に配置する。このほか、委託期間中に必要な備品（取得価格 10 万円以上）がある場合には、別途県と協議すること。

- ・ 事務机、椅子（7 台）
- ・ 会議用机・椅子（2 式）
- ・ ロッカー（2 台）
- ・ プリンター複合機（1 台）
- ・ シュレッダー（1 台）
- ・ 応接用机・椅子（1 式）
- ・ 書庫（4 台）
- ・ パソコン（7 台）
- ・ 電話機（8 台）
- ・ ホワイトボード（1 台）

9 その他

- (1) 会計帳簿等の本事業に係る関係書類は、事業終了後5年間は保管すること。
- (2) 受託者は、本事業の実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、個人情報保護の保護や、労働基準法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (4) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し解決すること。
- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、受託者は速やかに県と協議し、その指示に従うこと。

(別紙) センター位置図

茨城県立県民文化センター
(ザ・ヒロサワ・シティ会館)
会場全体図

別添

